

東浦町型下水道用マンホールふた認定基準

1. 目的

東浦町の公共下水道事業等において使用するマンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については下記の条件を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場で作られたものであること。
- (2) 東浦町長に認定申請書を提出し、その内容が適と認められること。
(様式第1号、様式第2号)
- (3) 東浦町マンホールふた性能規定書に適合し、東浦町が行う製品検査に合格すること。
(様式第3号、様式第4号)
- (4) 愛知県内の官公庁発注工事において納入実績が3年以上あること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式第5号、様式第6号)

4. 認定期間

認定の有効期限は3ヶ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査、製品検査、Yブロックによる検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
(様式第7号)

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、東浦町の認定を取り消すものとする。

（様式第8号）

- （1）日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- （2）認定申請の内容が履行されなかった場合
- （3）不正や反社会的な事実が認められた場合
- （4）自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行うことがある。

7. その他

- （1）東浦町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- （2）合格した製品の納入後であっても、東浦町が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- （3）東浦町が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- （4）製造業者は納入実績報告を3ヶ年ごとに作成し、認定の更新時に提出することとする。
- （5）この基準に疑義が生じた場合は、知多郡東浦町の指示または両者の協議によるものとする。